

かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む農林漁業者に対し、商品の販路拡大及び所得向上を図るため、予算の定めるところにより事業を実施する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者及び補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象者は、以下の各号いずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

2 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金にかかる消費税仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告は別表のとおりとし、別記第7号様式によりこれを知事に報告しなければならない。

（事業の着手）

第8条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付申請者（以下、「申請者」という。）が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合には、申請者は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が補助の対象とならないことがあり得ることを了知の上で行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の2月26日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

4 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補

助金額から減額して報告しなければならない。

5 第3条第4項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、事業実施年度の翌年度6月30日までに、別記第10号様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第12号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金は、概算払をすることができる。

3 規則第16条第3項の補助金等概算払申請書は、別記第13号様式のとおりとする。

（個人情報保護等に係る対応）

第12条 補助事業者は、事業遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

（雑 則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条及び第7条関係）

補助対象経費	補助率	補助事業の内容等の変更要件	事業遂行状況報告	
			報告時点	報告期限
<p>県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む農林漁業者に対し、商品パッケージの開発・改良や販促資材の製作・改良に必要な経費</p> <p>1 商品パッケージ製作・改良費</p> <p>2 販促資材製作・改良費</p> <p>3 その他知事が特に必要と認めるもの</p>	<p>(1)補助率 3分の2 以内</p> <p>(2)補助金 上限 1,000 千円</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 事業内容の変更</p> <p>3 補助金額の変更</p> <p>4 事業費の30%を超える増減</p>	事業年度の 12月31日現在	事業年度の 1月15日まで

別記

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業 補助金交付申請書

年度においてかごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及びかごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 添付書類

・見積書等経費の内訳が分かる書類

第2号様式（第3条、第5条及び第9条関係）

かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業（変更）計画書（事業実績書）

1 事業の目的

2 事業（変更）計画（又は実績）

事業内容	事業費 (A)+(B)	補助事業に 要する（要 した）経費 (A)	負担区分		備考
			県費 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	円	補助率： 3分の2 以内
事業費					
消費税					
合計					

備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

第3号様式（第3条、第5条及び第9条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比較増減	備 考
計				

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | | |
| | 別紙のとおり | | |

補助金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、鹿児島県補助金等交付規則、かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日付け農政第 6 号。以下、「県実施要領」という。）及びかごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱（令和 8 年 4 月 1 日付け農政第 7 号。以下、「県交付要綱」という。）等に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業終了年度の翌年度から起算して 5 か年間整備・保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

 - (1) 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱別記第 10 号様式により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、同様式により知事に報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 5 1 の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 6 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、財産管理台帳等を

作成し、その他関係書類を整備保管しなければならない。

- 7 補助事業者は、法令、条例、規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用をしてはならない。
- 8 財産処分の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、知事はその収入の一部を県に納付させることができるものとする。

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度かごしまの6次産業化商品力向上支援事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及びかごしまの6次産業化商品力向上支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書

(注) (1)及び(2)については、それぞれ補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度かごしまの6次産業化商品力向上支援事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件
別紙のとおり

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業
事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知があった標記事業について、かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、 年12月31日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業内容	事業費	事業の遂行状況				備考
		年12月31日までに完了したもの		年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	完了予定年月日	
	円	円	%	円		

※ 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。その際には必要に応じて遂行状況がわかる資料を添付すること。

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業
交付決定前着手承認申請書

かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり条件を了承の上、事業を交付決定前に着手したいので申請します。

記

- 1 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 2 実施事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とする。

第9号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度かごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金 実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づきかごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及びかごしまの6次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 添付書類
 - ・実績書の内容を裏付ける書類

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を減じて得た額） | 金 | 円 |
| 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。 | | |
| 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 | | |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」（付表 2）の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業

開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

印

年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった 年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急
支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しまし
た。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく 年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	前回までの交付額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

預金口座番号
(金融機関名)

本・支店 当座 普通 号

(フリガナ)
口座名義人

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金
概算払申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、かごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及びかごしまの 6 次産業化商品力向上緊急支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり概算払くださるよう補助金交付請求書及び関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金	受領済額	今回申請額	残額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由